

# 柏崎市立日吉小学校いじめ防止基本方針

平成27年3月3日策定

平成30年3月27日修正

平成31年3月29日修正

令和2年3月31日修正

(修正箇所：下線部)

平成29年3月14日にいじめ防止等のための基本的な方針を文科省が改正したこと、平成30年2月に県が新潟県いじめ防止基本方針を改正したこと、さらに平成31年3月29日、柏崎市いじめ防止基本方針が改訂されたことを受け、日吉小学校のいじめ防止基本方針を見直し、再改訂した。

国、県及び市の基本方針では、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関の連携等をより実効的なものにする必要がある。そのために、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、いじめの未然防止、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を継続的に見直すとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組について、以下の通り定めることとする。

## ※ いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方

### (1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童は、いじめを行ってはならない。」(いじめの禁止)とされている。そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### (2) 学校及び学校の教職員の責務 (いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、教育相談担当、及び必要に応じてスクールカウンセラー、特別支援教育担当者を含めた「いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的(4, 7, 12, 3月)に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に同委員会を開催し、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、関係学年主任、関係学級担任、必要に応じて特別支援教育担当者、その他、当該児童に関する教職員等で早期対応に当たる。

### 3 いじめの未然防止の取組

#### (1) 「分かる」「できる」授業づくり

- ・目標を明確にもち、その目標に従って学習を進め、終末に評価をしていく一連の流れに沿った授業の展開
- ・児童一人一人に「意思決定」する場面や「自己有用感」をもたせる場面を授業の中に取り入れる。
- ・授業の中で、互いに意見を出し合うとともに認め合えるような場を設定する。そのための教師の問い返しを意図的に行っていく。
- ・授業を担当するすべての教員が公開授業を年1回以上行う。

学年部による指導案検討、全教職員による授業参観・授業協議会により、「分かる」「できる」授業づくりに取り組む体制づくり

- ・「みずほの学び」「みずほ学びのスタンダード」による学習ルールの徹底（時間を守る、授業中の姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導、聞く話す、かかわるなど、主体的・対話的な学習の実現）

#### (2) 道徳教育の充実

- ・「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。又、児童に対して、傍観者にならずに、アンケート（記名・無記名の併用）等で教師、保護者、仲間への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
- ・いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、道徳教育及び体験活動を充実させる。（いじめを題材にした授業を全学年で実施）

・学習公開(9月)で、全校一斉に、道徳授業の公開を行う。公開後のPTA懇談会にて、子どもの実態について保護者と意見交換を行う。

- ・「生きる」を積極的に活用した授業を実施する。

#### (3) 特別活動の充実

- ・代表委員会や学級活動において、学校・学級における生活向上の諸問題を解決するための話し合いの場の設定。
- ・ニコニコファミリー班（異年齢集団）活動を推進する。

（掃除、学校行事、児童会行事、集会活動、休み時間の触れ合い 等）

- ・瑞穂中学校区絆づくり集会（いじめ見逃しゼロスクール集会）へ向けて、日吉小学校の「いじめ見逃しゼロ」に対する意識を高めるための方策を考え、実行し、発表する。（生活委員会・5、6年）
- ・絆づくり集会（いじめ見逃しゼロスクール集会）で学んだことを、全校に児童朝会等で伝え、さらに自分たちが「いじめ見逃しゼロ」に対する意識を高めるためにできることはないかを考え、実行する。

#### (4) 体験学習の充実

- ・相手意識をもちながら、他者とかわり、コミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

生活科、総合的な学習の時間、クラブ活動等での地域ボランティアの方との関わり

（地区探検、田んぼの活動、昔遊び、桜小交歓会、クリーン作戦、秋・冬の日吉祭り等）

#### (5) 学級経営の充実

- ・学級活動や朝の会、帰りの会等に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感を育む。
- ・一人一人が活躍できる授業づくりや集団づくりを行い、絆が深まり、居場所のある学級づくりを行う。

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた、いじめを行った児童及び周囲の児童に大きな傷を残すものであること、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、事例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組を発達段階に応じて行う。

#### (6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童のインターネット、SNS、通信ゲームの使用状況等を情報教育部や体プロジェクトと連携して把握し、その結果を基に、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。
- ・情報モラルに関わる授業を実践する。(情報教育担当と連携)
  - (高学年) \*通信ゲームを中心とした内容(不特定の人とのやり取り、年齢制限、課金 等)
    - \*LINE, Facebook, Youtube等への投稿などを中心とした内容
    - \*ブログやチャット, 携帯電話の使い方, 個人情報に対する考え方
  - (中学年) \*通信ゲームを中心とした内容(不特定の人とのやり取り, 年齢制限, 課金 等)
    - \*インターネットの正しい使用, 著作権への気付き, 個人情報に対する考え方
  - (低学年) \*児童の実態に応じた学習内容を学年部で決定し実施
    - \*コンピュータ室のルールへの遵守
- ・PTAと連携した保護者への啓発活動(講演会・学習公開での授業等)年1回(前期中に)実施する。  
(PTA3役, 養護教諭, PTA担当)

### 4 いじめの早期発見のための取組

#### (1) 職員の日常観察と児童の情報交換

- ・毎朝のあいさつ時と健康チェックの際、児童の表情と態度を観察し、わずかな違和感を察知する。
- ・週1回の職員終会で、児童の様子を情報交換する。「(ミニ子どもを語る会)」
- ・職員が見付けた「子どものよい姿」を集約し、全職員で情報を共有する。
- ・「子どもを語る会」で、児童の様子について話し合い、全職員で共通理解を図る。  
(年3回:4月, 7月, 1月)

#### (2) アンケート調査の実施

- ・いじめを早期に発見するために、児童に対するアンケート調査(記名・無記名の併用)を実施する。  
(「生活アンケート」年2回 6月, 11月 「Q-U」年1回 5月 「学校評価アンケート」年2回 7月, 12月)

#### (3) 教育相談の実施

- ・定期的な教育相談期間(6月末, 11月半ば)を設けて、全校児童を対象とした教育相談を実施する。
- ・スクールカウンセラーの活用。
- ・生活アンケートの結果をもとに、教育相談を行う。

#### (4) おたよりや日記, 連絡帳の活用

- ・学年便りや日記, 連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

### 5 いじめの早期発見と対処

- (1) いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささい

な兆候であっても、いじめではないかとの危険意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努める。

- (2) ささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教職員で抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せず、生活指導主任に報告するとともに管理職にも報告をし、速やかに「いじめ対策委員会」を設置する。
- (3) 「いじめ対策委員会」で指導方針を明確にした上で、正確な事実関係把握に基づいた適切な指導を行う。
- (4) いじめと認知した場合は、教育委員会に電話で第一報を入れ、その後「いじめ状況報告書」により報告する。
- (5) 「いじめ対策委員会」に集められた情報は、個別の児童ごとに等に記録し、複数の教職員で個別に認知した集約と共有化を図る。また、記録は5年間保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。いじめに関わるファイルを作成し、聞き取りをしたノートのコピー、報告書等を保存する。
- (6) 児童が自らSOSを発見した発信した場合、児童にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- (7) 学校と保護者は、いじめの兆候をいち早く把握できるよう、児童の学校や家庭での様子を注意深く観察し気になったことを連絡し合う等連携に努める。
- (8) いじめを行った児童に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、その子の心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。
- (9) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。
- (10) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (11) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (12) いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

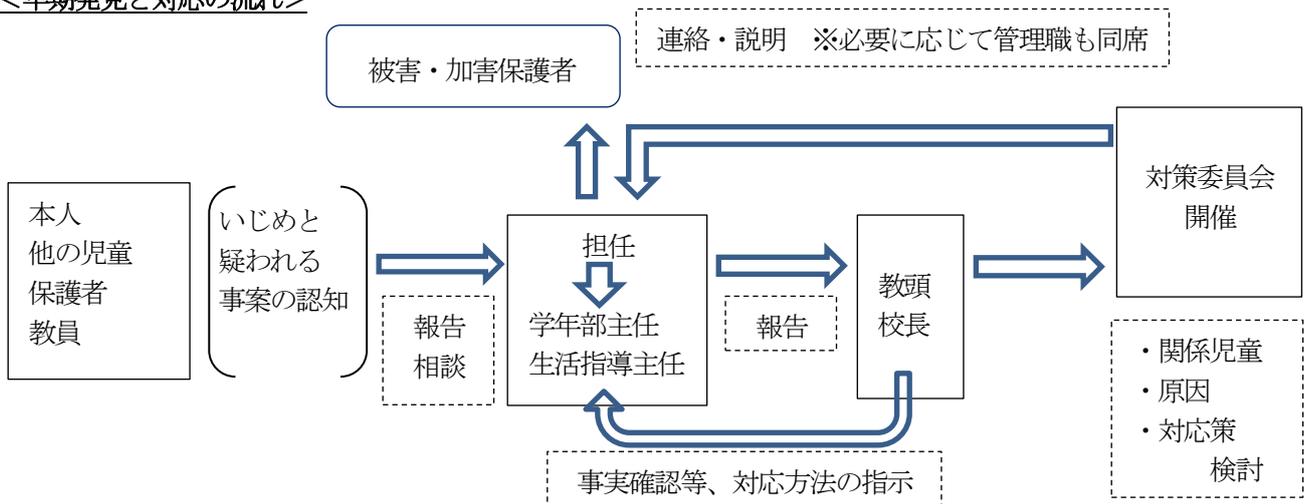
いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月続いていること。

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認をする。

※解消している状態とは、あくまでひとつの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察をする。

<早期発見と対応の流れ>



## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童が相当の期間（1カ月を目安とする。ただし、1カ月に達しなかった場合も含む。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。（調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。）

### (2) 重大事態への対応

- ① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② いじめ対策委員会を中核に、教育委員会と連携して、以下の事項に留意し初期調査を実施する。
  - 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校と教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
  - 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
  - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
  - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
  - 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
  - いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
    - ・いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
    - ・いじめを行った児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
    - ・いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
  - いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡などの場合）
    - ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
- ③ いじめた児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止めさせる。
- ④ いじめを受けた児童・保護者及びいじめを行った児童・保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。
- ⑤ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

## 7 教職員研修と保護者学習会（説明会）の実施

### (1) いじめ防止等に関する教職員研修の実施

いじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。（いじめ防止対策推進法の理解の研修

外部の指導者を招いての研修，生徒指導に関する校外での研修の推進) (第2回子どもを語る会(7月)に実施)

## (2) いじめ防止等に関する保護者学習会(説明会)の実施

4月のPTA総会等を利用して，学校いじめ防止基本方針，いじめ防止等に関して保護者に説明する機会を設け，いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

## 8 いじめ防止の年間計画

いじめ対策委員会が中核となつて行う会議の開催時期，校内研修等の開催時期，その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

【別表 いじめ防止等のための年間計画】

## 9 学校評価と基本方針の検討

### (1) 学校評価における留意事項

学校評価において，いじめ防止等の取組内容を評価・改善を図るとともに，学校関係者評価を活用して，学校と家庭・地域の連携・協力体制の下，いじめ防止等に関する取組を推進する。また，その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して，教育委員会に報告する。

### (2) 学校いじめ防止基本方針の検討

今後，法の改正や縣市等の基本方針の改訂を踏まえ，検討した上で自校のいじめ防止基本方針の内容を，年度末(3月)に必要な応じて改訂する。

## 10 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は，学校のホームページで公開し，周知を図る。また学校だより等で，家庭・地域に対して，いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い，互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

- ・ホームページで当校のいじめ防止基本方針を示す。
- ・適宜，学年懇談会等での話し合いを行う。